

# 川越市農業振興計画改訂版

～都市農業の振興に関する計画～



令和5年3月

川 越 市



## ごあいさつ



川越市は、都心から 30km 圏内に位置する埼玉県南西部地域の中心都市でありながら、市街化調整区域を中心に水田や畑などが広がり、農業が、商業や工業、観光業などとともに、バランスよく発展しています。

平成 31 年、本市では、農業のさらなる振興を図るため「川越市農業振興計画」を策定し、各種の具体的施策を推進してまいりました。

その後、国による食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」の策定や「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴う「地域計画」の策定義務化など、国の農業に関する新たな方向性が示されているほか、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等により、国全体で食料安全保障の強化への関心も高まっています。

また、本市においては、経営耕地や基幹的農業従事者の減少が続くなど、農業の厳しい状況が続いています。

こうした国や本市の農業をめぐる状況等を捉え、各種農業振興施策を総合的、計画的に進めていくため、「川越市農業振興計画改訂版」を策定いたしました。

本改訂版は、「川越市農業振興計画」に引き続き、「儲かる農業の推進」、「『小さな農業』へのアプローチ」、「農のある生活の充実」を計画の柱とするとともに、6つの基本方針、「重点」とする取組内容も位置付けております。

市民の皆様に新鮮な農産物を安定的に提供していくためにも、本改訂版による取組を進め、本市の重要な産業である農業を将来にわたって維持、発展させてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

川越市長 川合善明

# 川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもつて、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りがたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうらおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



市の木 かし  
(昭和 57 年制定)



市の花 山吹 (やまぶき)  
(昭和 57 年制定)



市の鳥 雁 (かり)  
(平成 4 年制定)

## 目次

---

第 1	計画策定の趣旨等	1
第 2	農業をめぐる状況	3
第 3	川越市農業振興計画改訂版	31
第 4	川越市農業振興計画改訂版施策の内容	32
0	農業に関する効果的な情報の受発信	34
1	食料の安定供給の確保	35
2	農産物のブランド化の推進	39
3	多様な担い手の育成・確保の推進	43
4	農地の保全と有効活用	45
5	農業とのふれあいの推進	50
第 5	計画の進行管理と指標	52
	資料編	55



## 第 1 計画策定の趣旨等

### 1 策定の趣旨

本市では、将来に渡って本市の農業を継続し、農地を残していくことを目的として、平成 31 年 3 月に「川越市農業振興計画」を策定しました。

この計画は、「儲かる農業の推進」、「『小さな農業』へのアプローチ」、「農のある生活の充実」を計画の柱とし、6 つの基本方針、16 の施策からなるもので、計画期間は、令和 9 年度までの 9 年間としています。

### 2 改訂の趣旨

平成 31 年に策定した「川越市農業振興計画」では、計画期間内において「4 年を目途に、必要に応じて計画の見直しを図る」こととしています。

計画策定以降、食料自給率の低迷、毎年のように起こる自然災害による農業への被害、令和 2 年から続く新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響、令和 4 年のウクライナ情勢等を背景としたエネルギー・肥料価格の高騰などがあり、安定的に農業経営を維持するには厳しい状況となっています。

一方、平成 27 年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標 (SDGs)」の採択以降、SDGs に対する取組が国内外に広がり、人々の意識や行動を変えつつあります。

また、国では、令和 2 年 3 月に策定した「食料・農業・農村基本計画」に基づき、産業政策と地域政策を両輪として推進することにより、令和 3 年時点で 38% と低迷している食料自給率（供給熱量ベース）を、令和 12 年度に 45% に高めることを目標としています。また、持続可能な食料システムの構築に向け、令和 3 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和 32 年までに目指す姿として、「化学農薬使用量（リスク換算）の 50% 低減」や「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25% に拡大」などの数値目標を掲げています。

これらを踏まえた見直しを行うとともに、令和 3 年度を始期とする「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」や国・県の農業施策との整合を図り、本市の立地や農業者、消費者のニーズに合った各種農業振興施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。「川越市農業振興計画」を改訂するものです。

### 3 計画の位置付け

本計画は、本市の農業振興施策の指針となる計画であり、国の「食料・農業・農村基本計画」や埼玉県「埼玉県農林水産業振興基本計画」、本市の「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」を上位計画として位置付けるとともに、「川越市都市計画マスタープラン」、「第三次川越市環境基本計画」、「川越市産業振興ビジョン」、「第二次川越市観光振興計画改訂版」等を連携する個別計画に位置付けます。

また、「都市農業振興基本法<sup>\*</sup>」に規定する「都市農業<sup>\*</sup>の振興に関する計画（地方計画）」に、本計画を位置付けます。

なお、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」では、目標2「飢餓をゼロに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任つかう責任」などに関連しています。

### 4 計画の名称

計画の名称は「川越市農業振興計画改訂版」とします。

### 5 計画期間

○計画期間：改訂版5年間

（元号、西暦）

	31元	2	3	4	5	6	7	8	9
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
川越市農業振興計画					（改訂版5年間）				
	川越市農業振興計画（9年間）								

#### ※都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続と、都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図るため、平成27年に施行されました。同法に基づき国が策定した「都市農業振興基本計画」では、従来、「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置付けが、都市に「あるべきもの」へと転換されました。また、同法では、地方公共団体に対し、国の基本計画を基本として「都市農業の振興に関する計画（地方計画）」を策定するよう求めています。

#### ※都市農業

「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」であり、「都市農業振興基本計画」において地方公共団体が「地域の実情に応じて設定することが適当」とされています。

本計画においては、本市全体が東京圏に位置していることなどから、本市で行われる農業全体を「都市農業」とします。



## 第2 農業をめぐる状況

### 1 全国的な農業をめぐる状況

#### (1) 人口減少・少子高齢化

総務省統計局の「人口推計 令和4年3月1日現在（確定値）」によると日本の総人口は125,103千人で、減少を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、令和32年には平成27年を基準として総人口は約80%、生産年齢人口は約68%になる見込みです。農林水産政策研究所の「我が国の食料消費の将来推計（令和元年版）」では、人口減少等の影響もあり、日本の食料消費は平成29年を基準年として令和32年には66%~77%まで縮小することが想定されています。また、農林水産業従事者は右肩下がり、総務省統計局の「令和3年 労働力調査年報」によると、平均農林水産業就業者は208万人であり、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「労働力需給の推計ー労働力需給モデル（平成30年度版）による将来推計ー」によると、令和22年には135万人まで減少すると予想されています。

さらに、ライフスタイルの変化があり、総務省統計局の「国勢調査」及び「平成30年男女共同参画白書」によると、単身世帯や共働き世帯が増加し、食の外部的・簡便化の傾向が見られます。

#### (2) 食料自給率と食料安全保障

我が国の食料自給率は、供給熱量ベースでは38%（令和3年度）となっています。国では、令和2年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年度に供給熱量ベースで45%とすることを目標に掲げています。

一方、世界の食料需給は、人口の増加や経済発展に伴う畜産物の需要増加等が進む一方、気候変動や家畜の伝染性疾病・植物病虫害の発生等が食料生産に影響を及ぼす可能性があり、中長期的にはひっ迫が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等により、世界的に食料供給に対する懸念も生じているなど、食料自給率の向上や食料安全保障の強化への関心が高まっています。

#### (3) SDGsなど農業をめぐる新たな動き

平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGsへの関心は世界的に高まり、それとともに、SDGsに対する国内の取組も官民ともに広がっています。また、ESG投資（環境（Environment）、社会（Social）、

ガバナンス（Governance）を重視した投資）の世界的な拡大により、企業が環境等への取組を主要な経営戦略の一つとする動きが加速しています。さらに、消費においても、人や社会、環境に配慮した消費行動である倫理的消費（エシカル消費）が現れています。

農業分野においても、経済・社会・環境の諸課題に配慮した生産活動を積極的に推進していくことが求められています。

#### (4) みどりの食料システム戦略

国では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和 3 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定しています。戦略では、令和 32 年までに目指す姿として、農林水産業の CO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減、化学肥料使用量の 30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%に拡大等、数値目標を掲げました。

また、令和 4 年 7 月には、農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行されています。

#### (5) スマート農業・農業の DX（デジタルトランスフォーメーション）

担い手の減少、高齢化の進行等による労働力不足などの課題解決策として、ロボット技術や AI、IoT など、農業技術に先端技術を駆使した「スマート農業」が全国展開され、令和元年度から全国 182 地区で「スマート農業実証プロジェクト」が行われています。

また、デジタル技術を活用して効率の高い営農を実現しつつ、消費者ニーズをデータでとらえ、消費者が価値を実感できる形で農産物、食品を提供していくため、令和 3 年 3 月に、「農業 DX 構想」が農林水産省から公表されています。構想では、生産現場や流通など農業・食関連産業の「現場」だけでなく、農林水産省の「行政実務」や現場と農林水産省をつなぐ「基盤」の整備分野においても農業 DX を進めていくとされています。また、その一環として「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」が導入され、行政手続のオンライン化が進められています。

#### (6) 気候変動による生産環境の変化

気候変動は、農業分野においては、作物の生育や栽培適地の変化、病害虫・雑草の発生量や分布域の拡大、家畜の成長と繁殖、食料の供給、農業従事者の収入や生産方法等に影響を及ぼしています。また、気象災害は激甚化・頻発化し、台風や大雪等による施設の倒壊等が、農業経営に大きな影響を与えています。

「令和3年度 食料・農業・農村白書」によると、近年、気温の上昇による栽培地域の拡大を活用した品種の転換や新しい作物の導入が進められていますが、それとともに、水稻における白未熟粒しろみじゅくりゅうやりんご、ぶどう、トマトの着色・着果不良等、各品目で生育障害や品質低下等の影響が現れていることから、これらの影響を回避・軽減するための品種や技術の開発、普及も進められています。

#### (7) 生産緑地※制度

平成29年の「生産緑地法」改正により、生産緑地地区の下限面積が、これまでの一律500㎡から、市町村が条例により300㎡まで引き下げられるなど、指定の要件が緩和されました。また、市町村長の認定を受けた農業者に対し生産緑地地区を貸しやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が、平成30年6月に制定されています。

生産緑地地区については、その多くが令和4年（2022年）に指定後30年を迎え、市町村への買取申出ができるようになったことから、農地の減少が懸念されています。



市内に点在する生産緑地地区

#### ※生産緑地

市街化区域内の農地等について、公害又は災害の防止や農業と調和した都市環境の保全等のため指定するものです。

生産緑地は、当初指定から30年を経過する前に「特定生産緑地」に指定されると、買取申出ができる始期が10年延長され、その間、固定資産税や相続税等について、現在の生産緑地と同様の税優遇が受けられることとなります。

## 2 川越市の農業をめぐる状況

本市では市街化調整区域を中心に、米、野菜、果実、花き、茶、畜産等の農産物が生産され、埼玉県南西部の立地を生かして、鮮度が求められる、ほうれんそう、かぶ、えだまめ等や市場において高く評価されているさといも等が都内に供給されています。また、地産地消の観点から、農産物直売所やスーパーマーケットの地場農産物コーナー、庭先販売所等を通じた川越産農産物の供給も行われています。

### (1) 農産物の販売状況 ～減少した農業産出額～

本市の農業産出額は、平成29年の116.1億円（埼玉県内第2位）から令和2年には70.2億円（埼玉県内第7位）と大きく減少しています。農業産出額の内訳は、野菜が46.7億円、米が16.4億円、花きが3.5億円、いも類が1.8億円、果実が8千万円、畜産が6千万円となっています。

本市農業者の出荷先は「農協」が一番多く、次いで「消費者に直接販売」、「小売業者」となっています。また、近年伸び悩んでいた市内の農産物直売所3カ所の合計販売額は、令和2年度に増加しています。



市内の農産物直売所の売り場

○令和2年埼玉県内農業産出額 単位：千万円

(令和2年農林水産省市町村別農業産出額※) (推計)

順位	自治体名	産出額 合計	米	麦類	いも類	野菜	果実	花き	畜産
1	深谷市	3,090	89	8	10	1,987	8	167	794
2	羽生市	1,110	170	1	1	17	1	x※	75
3	本庄市	1,097	52	8	2	588	2	x※	437
4	さいたま市	1,048	141	0	34	758	14	51	18
5	加須市	853	494	7	4	180	13	x※	135
6	熊谷市	768	199	31	8	438	17	x※	63
7	川越市	702	164	0	18	467	8	35	6
8	所沢市	586	0	0	51	464	12	6	14
9	上里町	474	39	4	1	335	11	x※	79
10	鴻巣市	429	203	5	7	57	13	x※	18

※「x」…個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

※「市町村別農業産出額」…生産農業所得統計(都道府県別推計)において推計した都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分して作成した統計

○農産物の売上1位の出荷先 単位：経営体 (令和2年農林業センサス)

農産物の販売があった 経営体	農協	農協以外の 集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業 外食産業	消費者に 直接販売	その他
1,042	558	47	108	121	5	167	36

○農産物直売所販売額 単位：億円 (農政課調べ)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
6.9	6.9	7.8	7.8

(2) 農地の状況 ～減少が続く経営耕地面積～

本市の経営耕地面積は長期的に減少が続き、令和2年は1,976haと平成27年から大幅に面積が減少しています。1経営体当たりの経営耕地面積は年々増加しているものの、その面積は埼玉県内平均を下回っています。

なお、令和4年3月31日現在、農業振興地域内の農地は3,431ha、農用地区域の農地は2,372haとなっています。

○経営耕地面積推移 単位：ha（農林業センサス）

	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
田	2,739	2,474	2,199	1,681	1,674	1,520	1,186
畑	1,529	1,330	1,287	918	974	892	760
樹園地	468	263	120	55	45	38	30
合計	4,736	4,067	3,606	2,654	2,693	2,449	1,976

○1経営体当たりの経営耕地面積 単位：a（農林業センサス）

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
埼玉県平均	110	126	144	183
川越市	105	116	125	159

○「川越農業振興地域整備計画」の概要

地域指定 昭和47年12月19日

当初認定 昭和49年3月30日

農業振興地域・農用地等の概要（令和4年3月現在） 単位：ha（農政課調べ）

区分	農地				施設農業用地	小計	原野山林	宅その他	合計
	田	畑	樹園地	小計					
農業振興地域	1,974	1,341	116	3,431	15	3,446	520	3,290	7,256
農用地区域	1,624	694	54	2,372	11	2,383			2,383

○耕地面積 単位：ha（農林水産省作物統計調査）

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
埼玉県	84,791	79,748	76,321	74,119
川越市	3,770	3,470	3,290	3,230

(3) 農業者の状況 ～減少・高齢化が続く基幹的農業従事者※～

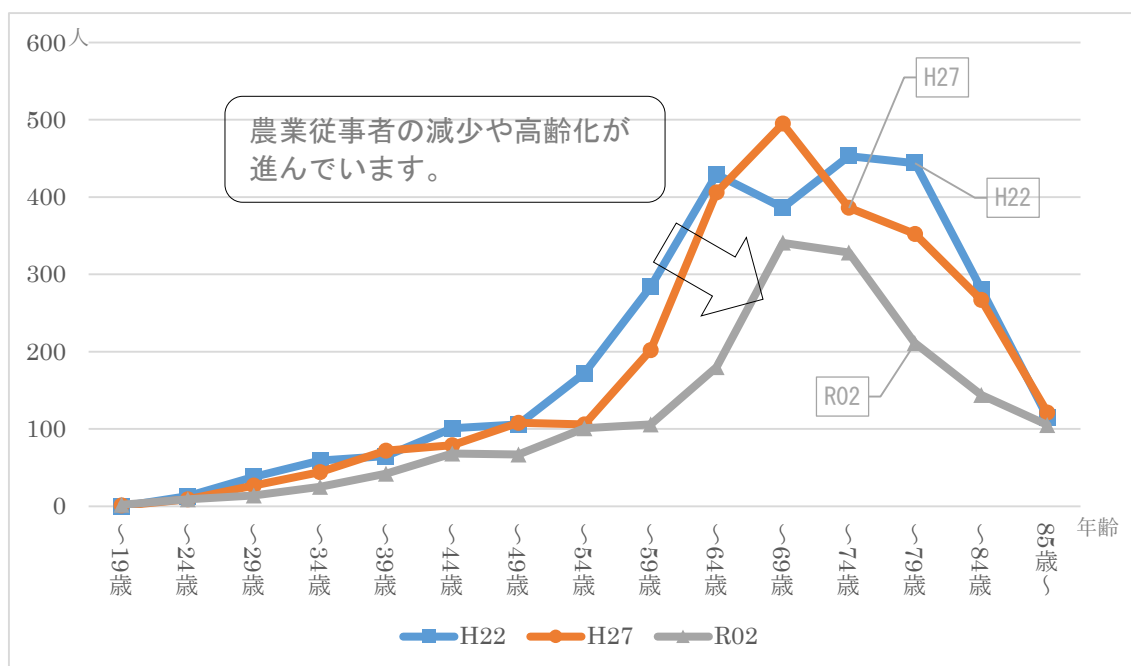
本市の基幹的農業従事者は、平成27年から令和2年の5年間で大きく減少しています。また、その平均年齢は、埼玉県の平均よりは下回っているものの、66.1歳（令和2年）と高くなっています。

○基幹的農業従事者 単位：人、歳（農林業センサス）

基幹的農業従事者	平成22年		平成27年		令和2年	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢	人数	平均年齢
埼玉県	58,681	67.1	50,812	67.7	37,683	68.7
川越市	2,946	65.3	2,675	65.9	1,743	66.1

※基幹的農業従事者…農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）の内、調査期日前1年間の普段の主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

○本市の年齢別基幹的農業従事者数の推移 単位：人、年齢（農林業センサス）



(4) 農業経営の規模～小規模な経営体が多数を占める～

本市では 3ha 以上の経営耕地面積で営農を行う大規模な農業経営体も増加傾向ですが、1ha 未満の経営体が半数近くを占めているのが現状です。

また、農産物販売額については、1 億円以上の経営体がある一方で、約 6 割の経営体が 100 万円に満たない状況となっています。

本市では、経営耕地面積及び農産物販売額の状況から、小規模な経営体が多数を占めていることがわかります。

○経営耕地面積別経営体数 単位：経営体（農林業センサス）

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
1ha 未満	1,258	997	557
1～2ha	813	691	456
2～3ha	199	197	158
3～5ha	50	57	64
5～10ha	9	16	14
10ha 以上	5	6	10
合計	2,334	1,964	1,259

○農産物販売額規模別経営体数 単位：経営体（農林業センサス）

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
販売なし	490	237	217
100 万円未満	1,169	1,111	540
100～300 万円	300	256	234
300～500 万円	90	82	60
500～1,000 万円	139	135	105
1,000～3,000 万円	128	112	82
3,000～5,000 万円	12	18	13
5,000 万～1 億円	3	7	3
1～3 億円	2	4	2
3～5 億円	1	2	2
5 億円以上	-	-	1
合計	2,334	1,964	1,259



(5) 法人化・雇用労働の状況 ～法人化している経営体<sup>※</sup>数の減少～

本市の法人化している経営体数は、平成 27 年から大きく減少し、令和 2 年には 6 経営体となっています。県内他市と比較しても、法人化している経営体数の減少幅は大きくなっています。

また、令和 2 年の法人の内訳は、農事組合法人が 1 経営体、株式会社が 5 経営体となっています。

なお、本市の経営体は法人数は少ないものの、一定数の雇用を行っています。

○法人化している経営体の状況 単位：経営体（農林業センサス）

令和 2 年順位	自治体名	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
1	深谷市	58	68	66
2	熊谷市	10	25	39
3	加須市	9	24	36
26	川越市	4	15	6

※法人化している経営体…農事組合法人、株式会社、合名・合資会社、合同会社、農協、森林組合、その他の各種団体、その他の法人

○雇用労働の現状（農林業センサス）

令和 2 年順位 （雇い入れた 実経営体数）	自治体名	雇い入れた 実経営体数 経営体	実人数 人	延べ人日 人日
1	深谷市	312	2,506	233,283
2	加須市	178	1,183	38,328
3	熊谷市	147	654	43,925
4	川越市	127	791	59,915
5	さいたま市	112	557	48,661
5	本庄市	112	638	90,944

(6) 消費者とのふれあい～人気のある農業体験～

本市では、「蔵 in ガルテン川越」の事業の一環として、市内外から農業体験参加者を積極的に受け入れています。特に平成 31 年 4 月に農業振興と観光の広域化、滞在時間の延長を目的に設立された「蔵 in ガルテン川越グリーンツーリズム推進協議会」では、体験メニューの提供を年々増やし、参加者数も増加しています。

○農業体験の体験事業数・参加者数の推移 単位：事業、人（農政課調べ）

農業体験	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
体験事業数	12	11	12	17	31
参加者数	1,628	1,846	1,626	1,630	4,422
内市外参加者数	168	145	145	150	583



グリーンツーリズム拠点施設の体験農園ではさまざまな農業体験を実施している

(7) 観光の状況～新型コロナウイルス感染症の影響～

令和元年に年間約 775 万人であった本市の入込観光客数<sup>※</sup>は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年、3 年に大きく減少したものの、外国人の新規入国制限が緩和されたこと等により、令和 4 年はある程度回復しています。

農業分野でも、毎年 4 万人以上であった芋ほり観光の体験者が、新型コロナウイルス感染症の影響でいったん減少しましたが、令和 4 年はある程度回復しています。

○川越市入込観光客数の推移 単位：人（観光課調べ）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
入込観光客数	7,342,000	7,757,000	3,850,000	3,920,000	5,509,000
外国人数	279,000	313,000	39,000	27,000	99,000

※入込観光客数は令和 2 年までは外国人数を含み、令和 3 年以降は外国人数を除いて公表している。

○芋ほり観光来客者数の推移 単位：人（観光課調べ）

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
44,500	44,500	27,000	29,000	30,600



参加希望者が多い芋ほり体験

### 3 農業者の意識について

令和4年度に実施した、本市農業者へのアンケート調査の結果概要を以下のとおり整理しました。

アンケート結果については、無回答分を除いて回答者数及び割合を算出しています。また、複数回答があるアンケート結果については、実回答者数から割合を算出しています。

一部の回答には平成29年度に実施した前回調査の結果を参考に掲載しています。

#### (1) 経営規模について

農業経営規模(農地面積)、農業収入の状況から、本市の農業者は大規模農業者がわずかにいるものの、耕地面積100a未満、農業収入100万円未満の小規模農業者が多数を占めています。

令和4年度調査では、「農産物を自分で販売したい」が84人、「農産物を直売所に持ち込みたい」が51人で、平成29年度調査時より若干増加しています。

#### ○農業経営規模(農地面積)について

農業経営規模(農地面積)	令和4年度 回答数	割合 (%)	参考	
			平成29年度 回答数	割合 (%)
50a (5反) 未満	541	40.6%	596	38.3%
50～100a 未満	354	26.6%	471	30.3%
100～200a 未満	233	17.5%	289	18.6%
200～300a 未満	116	8.7%	82	5.3%
300～500a 未満	35	2.6%	45	2.9%
500～1000a 未満	22	1.7%	25	1.6%
1000～2000a 未満	18	1.4%	30	1.9%
2000～3000a 未満	11	0.8%	13	0.8%
3000a (30ha) 以上	2	0.1%	6	0.3%
合計	1,332	100%	1,557	100%

○年間の農業収入について

年間の農業収入	令和4年度 回答数	割合 (%)	参考	
			平成29年度 回答数	割合 (%)
100万円未満	907	72.4%	1,047	72.8%
100～300万円未満	179	14.3%	206	14.3%
300～500万円未満	44	3.5%	57	4.0%
500～700万円未満	25	2.0%	27	1.9%
700～1000万円未満	44	3.5%	39	2.7%
1000～2000万円未満	28	2.2%	37	2.6%
2000～5000万円未満	21	1.7%	18	1.3%
5000万円～1億円未満	2	0.2%	4	0.3%
1億円以上	2	0.2%	3	0.1%
合計	1,252	100%	1,438	100%

○今後の農業経営について

今後の農業経営	令和4年度 回答数	割合 (%)	参考	
			平成29年度 回答数	割合 (%)
現状のままでよい	891	58.1%	1,104	62.4%
省力化（機械化）を進めたい	126	8.2%	132	7.5%
農産物を自分で販売したい	84	5.5%	80	4.5%
農産物を直売所に持ち込みたい	51	3.3%	49	2.8%
有機栽培や減農薬栽培を行いたい	41	2.7%	51	2.9%
特定の部門（作物）の生産に絞りたい （多量少品種）	37	2.4%	43	2.4%
ハウス栽培など施設化を進めたい	34	2.2%	39	2.2%
スマート農業に取り組みたい	32	2.1%	-※	-※
多くの種類の作物を導入したい	28	1.8%	34	1.9%
農産物加工を行いたい	12	0.8%	26	1.5%
農家レストランに取り組みたい	5	0.3%	9	0.5%
その他※	193	12.6%	203	11.4%
合計	1,534	100%	1,770	100%

※その他では離農したいという意向が多く寄せられた。

※「-」は平成29年度アンケートに項目がなかったもの。

(2) 地産地消について

アンケート結果では「農産物直売所に出荷している」が 107 人、「スーパーマーケットの地場農産物コーナーに出荷している」が 43 人など、地産地消に取り組む農業者が増えています。

また、今後行ってみたい地産地消の取組として「農産物直売所に出荷」が 81 人、「庭先販売所の開設」が 63 人、「農産物の直売イベントに参加」が 30 人と、それぞれ前回調査を上回る人数が回答しています。

市内飲食店、小売店や加工販売店への農産物の提供については、「既に市内飲食店などに農産物を提供している」が 41 人、「市内飲食店などに農産物を提供することに興味がある」が 76 人となっています。

主な出荷先については、農協が 394 人、庭先販売・直売が 123 人、小売業者が 64 人、農産物直売所が 41 人となっています。

○川越市民などへの農産物の提供（地産地消）の状況について

川越市民などへの農産物の提供（地産地消）	回答数	割合（%）
地産地消には取り組んでいない	428	49.9%
庭先販売所を開設している	115	13.4%
農産物直売所に出荷している	107	12.5%
スーパーマーケットの地場農産物コーナーに出荷している	43	5.0%
農産物の直売イベントに参加している	24	2.8%
その他	140	16.4%
合計	857	100%

○地産地消について今後行ってみたいと思うものについて

今後行ってみたい地産地消の取組	令和4年度 回答数	割合（%）	参考	
			平成29年度 回答数	割合（%）
今後行う予定はない	556	69.4%	834	79.6%
農産物直売所に出荷	81	10.1%	72	6.9%
庭先販売所の開設	63	7.9%	60	5.7%
農産物の直売イベントに参加	30	3.7%	15	1.4%
スーパーマーケットの地場農産物コーナーに出荷	18	2.2%	14	1.3%
その他	54	6.7%	53	5.1%
合計	802	100%	1,048	100%

○市内飲食店、小売店や加工販売店への農産物の提供について

市内飲食店などへの農産物の提供	回答数	割合 (%)
市内飲食店などに農産物を提供することに興味がない	383	68.6%
市内飲食店などに農産物を提供することに興味がある	76	13.6%
既に市内飲食店などに農産物を提供している	41	7.3%
その他	58	10.5%
合計	558	100%

○生産している農産物の主な出荷先について  
(上位5位までを掲載)

出荷先	1番多い出荷先	
	回答数	割合 (%)
農協	394	27.9%
庭先販売・直売	123	8.7%
小売業者	64	4.5%
農産物直売所	41	2.9%
川越総合卸売市場	21	1.5%



川越産農産物をPRするポスター  
川越産農産物を取扱うスーパーマー  
ケット等小売業者、農産物直売所、川越  
総合卸売市場などに掲示している

(3) 農産物のブランド化について

川越産の野菜のブランド力を高めるために、川越で生産拡大・復活したらよい伝統野菜として最も多くあげられたのは「紅赤（さつまいも）」でした。

また、さつまいも栽培については、現在栽培をしていないが興味があり、取り組んでいきたいと回答した農業者は65人、現在栽培していて、拡大意向がある農業者は37人となっています。

○川越の伝統野菜として、生産拡大・復活してみたらよいと思う野菜について  
(上位5位までを掲載)

川越の伝統野菜として、生産拡大・復活してみたらよいと思う野菜	回答数	割合 (%)
紅赤（さつまいも）	260	18.4%
まくわうり	36	2.5%
入間ゴボウ	28	2.0%
西町大根	27	1.9%
入間ニンジン	27	1.9%

○さつまいもの産地化を広める市の取組み（栽培地拡大・生産量増加）への考えについて

さつまいもの栽培の取組	回答数	割合 (%)
興味がない	438	61.8%
現在行っていないが、栽培に興味があり、市の取組みに協力してさつまいもの生産に取り組んでみたい	65	9.2%
現在栽培しているが、今後は生産を縮小したい	39	5.5%
現在栽培していて、市の取組みに協力して栽培を拡大したい	37	5.2%
その他	130	18.3%
合計	709	100%



#### (4) 農業の担い手について

農業後継者の有無を問う設問は「いる」が19.7%、「いない」が50.2%、「わからない」が30.1%となっています。

また、農業経営の兼業化、副業化の意向としては「農業専業でやっていきたい」が21.5%にとどまり、「他の職種を主とし、農業は副業としてやっていきたい」が29.3%、「農業と他の職種の兼業でやっていきたい」が18.0%、「農業を主とし、他の職種は副業としてやっていきたい」は8.1%でした。

新規就農者・農業後継者の育成に必要な支援について尋ねたところ、「新規就農者や農業後継者への資金支援」が32.9%と最も多く、次いで「農業参入を希望する企業などと農地を貸したい人との仲介等の支援」が28.7%、「新規就農者や農業後継者を対象とする研修や就農相談などの制度充実」が28.2%となっています。前回調査で多かった「定年後の就農に向けた支援」については、22.1%と割合が下がっています。

#### ○現在、農業の後継者がいるかについて

農業の後継者	回答数	割合 (%)
いる	252	19.7%
いない	644	50.2%
わからない (子どもの意思を未確認など)	386	30.1%
合計	1,282	100%

#### ○今後の農業経営における兼業化、副業化の意向について

農業経営における兼業化、副業化の意向	回答数	割合 (%)
他の職種を主とし、農業は副業としてやっていきたい	263	29.3%
農業専業でやっていきたい	193	21.5%
農業と他の職種の兼業でやっていきたい	162	18.0%
他の職業専業でやっていきたい	107	11.9%
農業を主とし、他の職種は副業としてやっていきたい	73	8.1%
その他*	101	11.2%
合計	899	100%

※その他の回答には、「自家消費程度の耕作」、「農地の保全管理程度」、「離農の意向」などがあつた。

○新規就農者・農業後継者の育成に向けて、必要な支援について  
(複数回答あり)

新規就農者・農業後継者の育成に必要な支援	令和4年度 回答数	割合 (%)	参考	
			平成29年度 回答数	割合 (%)
新規就農者や農業後継者への資金支援	284	32.9%	270	29.0%
農業参入を希望する企業などと農地を貸したい人との仲介等の支援	248	28.7%	270	29.0%
新規就農者や農業後継者を対象とする研修や就農相談などの制度充実	243	28.2%	267	28.6%
新規就農者への農地のあっせん	219	25.4%	222	23.8%
定年後の就農に向けた支援	191	22.1%	294	31.5%
仕事(会社等)と農業の両立に向けた支援	166	19.2%	230	24.7%
農業者への結婚支援	137	15.9%	184	19.7%
特に支援の必要はない	97	11.2%	-	-
川越市4Hクラブなど、農業後継者組織への研修等の支援	39	4.5%	68	7.3%
その他	51	5.9%	62	6.7%
実回答者数	863	-	932	-

参考 いるま地域明日の農業担い手育成塾

入塾年月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
入塾者数	1名	1名	0名	2名

(5) 農地の拡大・縮小について

農地を借りて規模拡大を希望する農業者が 58 人いる一方で、農地を貸して規模縮小を希望する農業者は 69 人、離農したい農業者は 156 人いるため、規模拡大希望者と規模縮小希望者等とのマッチングが必要となっています。

また、水稻栽培の担い手の農業者等に経営規模を拡大するために必要な施策を尋ねたところ、「農地の集積によるほ場面積の拡大」が 255 人、「畦畔の除去等によるほ場の区画拡大」が 192 人、「高付加価値米（食用ブランド米）の生産による経営安定化」が 170 人いるため、農地集積や畦畔の除去等に一定のニーズがあることがわかります。

○今後の農地の拡大・縮小の意向について

農地の拡大・縮小の意向	回答数	割合 (%)
農地を借りて規模拡大を希望する	58	5.2%
農地を貸して規模縮小を希望する	69	6.2%
現状維持	694	62.6%
離農したい（農業をやめたい）	156	14.1%
わからない	131	11.9%
合計	1,108	100%

○水稻栽培の担い手農業者等が経営規模を拡大するために必要な施策について

担い手の農業者等が経営規模を拡大するために必要な施策	回答数	割合 (%)
農地の集積によるほ場面積の拡大	255	29.1%
畦畔の除去等によるほ場の区画拡大	192	21.9%
高付加価値米（食用ブランド米）の生産による経営安定化	170	19.4%
農機の大型化による省力化	99	11.3%
多収品種（加工用、飼料用米等）の栽培による経営安定化	53	6.1%
水利調整による田植え時期の長期化	52	5.9%
その他	55	6.3%
合計	876	100%

(6) 農地の活用意向について

市民農園として農地を貸出す意向がある農業者が 236 人、生産緑地地区内での農産物直売所や農家レストラン等の設置意向がある農業者が 9 人、農家民泊の取組意向がある農業者が 22 人いることから、農地等の活用について一定の意向があることがわかります。

○市民農園として、農地を貸出すことについて

市民農園として、農地を貸出すことについて	回答数	割合 (%)
所有地を市民農園として貸出すことに興味がある	236	23.4%
所有地を市民農園として貸出すつもりはない	306	30.3%
わからない (考えたことがない)	468	46.3%
合計	1,010	100%

○生産緑地地区内での農産物直売所や農家レストラン等の設置について

農産物直売所や農家レストラン等の設置について	回答数	割合 (%)
生産緑地でとれた農産物を用いた加工・販売施設を整備したい	8	3.7%
生産緑地でとれた農産物を用いたレストランを整備したい	1	0.5%
施設の整備は考えていない	119	54.8%
わからない	85	39.2%
その他	4	1.8%
合計	217	100%

○農家民泊の取組意向について

農家民泊について	回答数	割合 (%)
農家民泊には興味がない	836	88.3%
農家民泊について、聞いたことがない	51	5.4%
自宅などを使って、観光客等に向けた宿泊サービスを行うなど、農家民泊 (ゲストハウスなども含む) に取り組みたい	22	2.3%
その他	38	4.0%
合計	947	100%

## 4 消費者の農業・農地に関する意識

令和4年度に実施した市内消費者向けアンケート調査から、農産物や農地、市民農園への意識について、以下のとおり整理しています。

アンケート結果については、無回答分を除いて回答者数及び割合を算出しています。また、複数回答があるアンケート結果については、実回答者数から割合を算出しています。

一部の回答には平成29年度に実施した前回調査の結果を参考に掲載しています。

### (1) 地産地消について

農産物を主に購入する場所としては、「デパートやスーパーマーケットなどの量販店」が544人、「農産物直売所」が160人、「生協などの宅配サービス」が88人、「庭先販売など生産者からの直接購入」は49人となっています。

農産物を購入するときに気にしている点は「国内産であること」が335人、「新鮮であること」が296人、「価格が安いこと」が205人となっています。

市内の農産物直売所を利用する理由としては「新鮮だから」が最も多く、227人となっています。

また、庭先販売所など農家から直接農産物を買うことについては、「興味がある」が最も多く、356人となっています。

### ○農産物を主に購入する場所について

農産物の購入先	回答数	割合 (%)
デパートやスーパーマーケットなどの量販店	544	59.5%
農産物直売所	160	17.5%
生協などの宅配サービス	88	9.6%
庭先販売など生産者からの直接購入	49	5.4%
八百屋、果物屋などの小売店	36	3.9%
コンビニエンスストア	22	2.4%
インターネット（オンライン）での購入	6	0.7%
その他	9	1.0%
合計	914	100%

○農産物を購入するときに、気にしている点について

農産物の購入の際に気にしている点	回答数	割合 (%)
国内産であること	335	29.5%
新鮮であること	296	26.1%
価格が安いこと	205	18.1%
品質がよいこと (色や形がよいこと)	153	13.5%
味がよいこと	43	3.8%
有機農産物、減農薬、減化学肥料栽培であること	29	2.6%
川越市内産であること	18	1.6%
特に気にすることはない	15	1.3%
特定の地域産であること (有名産地など)	13	1.1%
生産者の顔がみえること	12	1.1%
生産履歴 (肥料・農薬等の使用記録) が明確であること	7	0.6%
栄養価が高いこと	3	0.3%
その他	5	0.4%
合計	1,134	100%

○市内の農産物直売所を利用する理由について

農産物直売所を利用する理由	回答数	割合 (%)
新鮮だから	227	43.2%
安全だと思うから	85	16.2%
安いから	66	12.6%
品数がたくさんあるから	39	7.4%
農家の顔がみえるから	32	6.1%
近くにあるから	31	5.9%
特に理由はない	30	5.7%
フードマイレージが小さいから	2	0.4%
その他	13	2.5%
合計	525	100%

○庭先販売など、農家から直接農産物を購入することについて

農産物の直接購入について	回答数	割合 (%)
庭先販売所など農家から直接農産物を買うことに興味がある	356	63.5%
農家から直接農産物を買うことに、特に興味はない	175	31.2%
その他*	30	5.3%
合計	561	100%

※その他の回答には、直接購入しない理由として、「近くにない」、「無人だと不安がある」、「スーパーマーケットに地場農産物コーナーがある」などがありました。



川越の巨峰はほぼ直売で売り切れる



川越産のぶどうをPRするのぼり

(2) 川越の農産物のブランド化について

本市の伝統野菜だと思えるものについて、尋ねたところ、「紅赤（さつまいも）」が90.6%となっています。また、特に「川越産」を選びたい品目については、「さつまいも」が65.5%となっています。

有機農産物等については、「多少値段が高くても購入したい」が32.8%となっています。

○川越市の伝統野菜だと思えるものについて

川越市の伝統野菜	回答数	割合 (%)
紅赤（さつまいも）	500	90.6%
さといも	36	6.5%
入間ごぼう	5	0.9%
西町だいこん	2	0.4%
まくわうり	2	0.4%
入間にんじん	2	0.4%
その他	5	0.8%
合計	552	100%

○農産物を購入するにあたり、特に「川越産」を選びたい品目について  
(上位10位までを掲載)

川越産を選びたい品目	回答数	割合 (%)
さつまいも	378	65.5%
ほうれんそう	211	36.6%
きゅうり	183	31.7%
小松菜	181	31.4%
トマト	173	30.0%
さといも	168	29.1%
だいこん	156	27.0%
えだまめ	154	26.7%
にんじん	138	23.9%
ネギ	124	21.5%



○有機農産物、減農薬、減化学肥料で栽培された農産物について

有機農産物、減農薬、減化学肥料で栽培された農産物について	回答数	割合 (%)
農産物の購入時、有機農産物等であるかどうか気にすることはない	277	49.1%
有機農産物等であれば、多少値段が高くても購入したい	185	32.8%
有機農産物等であっても、値段が上がるので購入したくない	86	15.2%
その他	16	2.9%
合計	564	100%



消費者に特に「川越産」を選びたい品目として選ばれたさつまいも



川越は鎌倉時代から「武蔵河越」として知られる茶の産地

### (3) 農作業への興味について

職業としての農業や農作業の手伝いへの興味については、「他の職種を主とし、副業としてならば、農業をやってみたい」が 89 人、「アルバイト（有償）として、農業をやってみたい」が 76 人、「ボランティア（無償）でも、農業をやってみたい」が 22 人となっています。

#### ○職業としての農業や農作業の手伝いへの興味について

農業や農作業の手伝いへの興味	回答数	割合 (%)
できることなら、農業を職業としたい	4	0.7%
アルバイト（有償）として、農業をやってみたい	76	14.0%
ボランティア（無償）でも、農業をやってみたい	22	4.1%
農業技術習得のため、金銭を支払ってでも農業の手伝いをしたい	0	0.0%
他の職種と兼業で、農業をやってみたい	19	3.5%
他の職種を主とし、副業としてならば、農業をやってみたい	89	16.5%
興味はない	260	48.1%
その他*	71	13.1%
合計	541	100%

※その他の回答には、「興味はあるが、体力的に無理」、「趣味としてなら」、「子どもが小さいので時間がとれない(小学生くらいになったら体験させたい)」などがあつた。



参加者を募り霞ヶ関地区内の遊休農地を活用した米作りを行う団体の活動

#### (4) 川越市内の農地について

川越市内の農地については、「市街化区域、郊外も含め、今ある農地はできるだけ残してほしい」が 416 人となっています。

#### ○川越市内の農地について

川越市内の農地について	回答数	割合 (%)
市街化区域※、郊外も含め、今ある農地はできるだけ残してほしい	416	74.6%
市街化区域の農地は宅地開発など、農地でなくなっても仕方がない	87	15.6%
郊外も含め、農地は減っていても仕方がない	35	6.3%
その他	20	3.5%
合計	558	100%

※市街化区域…既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。



市内有数の畑作地域である福原地域の農地

(5) 農業とのかかわりについて

市民農園で農産物を栽培することについて、尋ねたところ、「興味がある」が105人、「時間などの制約があり、実現は難しいが興味はある」が199人でした。

市民農園については、「市民農園を知らない」が218人と多く、「自宅の近くに市民農園があれば借りたい」が139人、「日常の管理（水遣りなど）のサービスがあれば希望する」が76人でした。

○市民農園を借りて自分で農産物を栽培することに興味があるかについて

農産物栽培への興味	回答数	割合 (%)
興味がある	105	18.7%
時間などの制約があり、実現は難しいが興味はある	199	35.5%
興味はない	216	38.5%
その他	41	7.3%
合計	561	100%

○市民農園について

(複数回答あり)

川越市の市民農園について	回答数	割合 (%)
市民農園を知らない	218	41.6%
自宅の近くに市民農園があれば借りたい	139	26.5%
日常の管理（水遣りなど）のサービスがあれば希望する	76	14.5%
料金が安くなれば利用したい	67	12.8%
農家の指導のもとで野菜を栽培する形態を希望する	64	12.2%
食育講座や農産物観察会など学びの機会があれば希望する	38	7.3%
仲間と一緒に借りて野菜の栽培をしたい	19	3.6%
現状のままでの市民農園を借りて野菜の栽培をしたい	7	1.3%
職場の近くに市民農園があれば借りたい	1	0.2%
その他	91	17.4%
回答者数計	524	—

### 第3 川越市農業振興計画改訂版

本市の農業をめぐる状況や農業者の意識、消費者の意識を踏まえ、「川越市農業振興計画改訂版」の柱として、以下の3つの視点が重要と考えています。

#### 1 儲かる農業の推進

全国的な傾向と同様、本市においても担い手農業者の減少や農業者の高齢化が進んでいますが、そうした背景として、農業所得が低迷している現状があると考えます。

中心的な担い手となる農業者への農地の集積や市内商工業者との連携、農産物のブランド化、基盤整備などによる生産性の向上等により、農業所得の増加を図り、本市農業が魅力ある産業となっていくよう、施策を推進していく必要があります。

#### 2 「小さな農業」へのアプローチ

本市の農業者の多くが経営耕地面積1ha未満、農業収入100万円未満の小規模な農業者となっています。

将来に渡って本市の農業を継続し、農地を残していくために、多数を占める小規模な農業者への支援が欠かせないと考えています。庭先販売や農産物直売所への出荷、市民農園や農家レストランの開設、所有農地の維持管理など、小規模な農業者の営農活動や農地の維持に向けた施策を推進していく必要があります。

#### 3 農のある生活の充実

本市は東京圏に位置するにもかかわらず、県内有数の耕地面積を有する水田や畑などで、農産物の生産が行われています。

地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めていくためには、本市の農業とふれあえる地域性を生かし、地場農産物の提供や市民農園の利用等、「農のあるまち川越」を充実させていく施策を進めていく必要があります。

## 第4 川越市農業振興計画改訂版施策の内容

「3つの柱」の実現に向け、近年の多様化する農業情勢を的確にとらえるとともに、農業者ニーズ、消費者ニーズを踏まえ、6つの基本方針を定めています。基本方針に基づき、具体的な取組内容を明確にすることで、効果的な農業振興施策を展開していきます。

### 【農業の振興の目的】～第四次川越市総合計画（後期基本計画）～

市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

#### 〈基本方針〉

- 0 農業に関する効果的な情報の受発信（全体に共通する方針）
- 1 食料の安定供給の確保
- 2 農産物のブランド化の推進
- 3 多様な担い手の育成・確保の推進
- 4 農地の保全と有効活用
- 5 農業とのふれあいの推進

## 川越市農業振興計画改訂版 施策体系

### 【農業の振興の目的】

市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

### 【川越市農業振興計画改訂版の柱】

- 1 儲かる農業の推進
- 2 「小さな農業」へのアプローチ
- 3 農のある生活の充実

### 【基本方針・施策】

#### 基本方針0 農業に関する効果的な情報の受発信

- (1) 農業に関する効果的な情報の受発信

#### 基本方針1 食料の安定供給の確保

- (1) 安定した農業経営の確立
- (2) 地産地消の推進
- (3) 農産物の安全・安心の確保
- (4) 食品流通の支援

#### 基本方針2 農産物のブランド化の推進

- (1) 川越産農産物のブランド構築
- (2) 産業間の連携の推進
- (3) 環境と調和のとれた食料システムの促進

#### 基本方針3 多様な担い手の育成・確保の推進

- (1) 多様な担い手の支援
- (2) 地域計画の策定と取組促進

#### 基本方針4 農地の保全と有効活用

- (1) 農業基盤整備
- (2) 農業振興地域の農地保全
- (3) 市街化区域内農地の保全
- (4) 農の多面的機能と環境の保全
- (5) 生活環境改善と水質保全

#### 基本方針5 農業とのふれあいの推進

- (1) 市民が「農のある生活」を楽しむ場の提供
- (2) グリーンツーリズムの推進

## 0 農業に関する効果的な情報の受発信

(全体に共通する方針)

### (1) 農業に関する効果的な情報の受発信

農業者向けのさまざまな支援に関する情報、本市の農産物や市民農園など、市民に向けた本市での「農のある生活」に関する情報、来訪者に向けた体験や観光農園等グリーンツーリズムに関する情報など、本市のさまざまな農業振興施策の推進に当たって、その施策の対象に向けてインターネットなども活用し、効果的に情報を発信していくことが重要と考えます。

また、農業者全体のニーズや年代、営農手法など特定のカテゴリーでのニーズを把握するため、農業者と行政との双方向でのコミュニケーションの充実が必要です。

#### 《取組内容》

- ① 農業施策を推進するに当たり必要な情報の収集を行うとともに、農業者や市民など、対象に応じた効果的な情報発信を図ります。また、農業者や市民、行政間の双方向での情報伝達の充実を図ります。



わくわくグリーンツーリズム通信  
グリーンツーリズム拠点施設から川越  
の農業や農産物の魅力を発信している



## 1 食料の安定供給の確保

### (1) 安定した農業経営の確立

本市の基幹的農業従事者は、今後一層の減少が続いていくことが予想されますが、農業を持続可能なものとするために、社会・経済状況の大きな変動に応じた支援や生産性向上に向けた設備投資への支援、自然災害や野生鳥獣害への対策など、農業経営の安定化に向け、さまざまな取組が必要です。

また、主穀作について、水稻は、消費量の減少や米価の下落もあり、質、量ともに消費者ニーズに応じた米の生産に向けて取り組む必要があるほか、多くを輸入に依存する麦、大豆は、国内での生産量の拡大に寄与できるよう、支援をしていく必要があります。

#### 《取組内容》

- ② 農業経営の安定化に向けて、農業者への支援を行います。
  - ・ 農業再生協議会
  - ・ 主穀作関係補助金等
  - ・ 野菜・茶等の振興に関する補助金等
- ③ 土地取得、機械の導入などによる資金の借入れを行う農業者に対して、経済的支援を行います。
  - ・ 農業制度資金利子補給
- ④ 畜産経営の安定化に向けて、伝染病予防・拡大防止対策や優良種畜の導入等を支援します。
  - ・ 畜産振興
- ⑤ アライグマ、ハクビシンなどの鳥獣被害防止の対策を進めます。
  - ・ 鳥獣被害防止対策
- ⑥ AI、IoT、ロボット技術等のスマート農業の導入促進として、先端技術、省力化技術の研修機会や情報の提供、農業者と関係機関の交流などに取り組みます。【重点】
  - ・ 農業後継者育成等
- ⑦ 関係機関と連携しながら、農業者の雇用の確保に向けた取組を支援します。

## (2) 地産地消の推進

本市では、平成 17 年に鴨田地区、平成 19 年に上松原地区、平成 22 年に城下地区に農産物直売所が設置され、3 つの直売所全体の売上は増加傾向となっています。また、市内各地に庭先販売所が設けられているほか、市内スーパーマーケットの地場農産物のコーナーでも川越産農産物が取り扱われています。

また、本市農業者の主な出荷先は、農協に次いで第 2 位が「消費者に直接販売」となっていることから、本市では農産物直売所等を通じた地場農産物の提供など、地産地消が進んでいます。

東京圏に位置しながら農業が盛んな本市の地域特性を生かし、さらなる地産地消を進めていくためには、農産物直売所への出荷者の確保や庭先販売所の認知度の向上を図るなどの支援が必要です。

さらに、未来を担う子どもたちに、食育の観点から、川越産農産物を食べ、学ぶ機会を提供していくことも地産地消の重要な取組と考えます。

### 《取組内容》

⑧ 庭先販売所を含む農産物直売所の設置やPRなどの運営支援を行うとともに、スーパーマーケットにおける川越産農産物の提供促進などにより、川越産農産物の地域内での流通促進を図ります。【重点】

- ・農産物直売・地場農産物消費促進
- ・グリーンツーリズム推進
- ・グリーンツーリズム推進協議会運営支援

⑨ 食育の観点から、農業者との連携により食材の必要数量・質を確保して、学校給食等における川越産農産物の利用を促進するとともに、児童・生徒等に向けて川越産農産物のPRに努めます。

- ・農産物直売・地場農産物消費促進

### (3) 農産物の安全・安心の確保

食の安全・安心が求められている中、化学肥料や化学農薬の使用量の低減を図るなど、環境に配慮した農業を推進していくとともに、適正な農産物の生産工程管理を推進していく必要があります。

また、食品表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保や自主的かつ合理的に食品を選択する機会の確保に資する重要な情報の一つであり、その適正化を図ることは食品に対する消費者の信頼を得る上で重要となっています。

#### 《取組内容》

- ⑩ 関係機関と連携して、適正な農産物の生産工程管理や化学農薬、化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。
  - ・ 環境保全型農業の推進
  
- ⑪ 関係機関と連携して、農産物等の適正な食品表示を促進します。
  - ・ 食の安全の推進



名称	納豆
原材料名	大豆（アメリカ）（分別生産流通管理済み）、納豆菌

名称	つゆ（希釈用）
原材料名	しょうゆ（国内製造）、砂糖、食塩、かつおぶし、こんぶ／調味料（アミノ酸等）、酸味料、（一部に小麦・大豆を含む）

※この表示例は、一括表示のうち、名称欄、原材料名欄を示しています。

食品表示の例（農林水産省ホームページ※より）

※「失敗しない！加工食品の原材料表示（農産加工品編）」（令和5年3月20日）

([https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/kansa/attach/pdf/kansa\\_kenshu-17.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/kansa/attach/pdf/kansa_kenshu-17.pdf))

#### (4) 食品流通の支援

埼玉川越総合地方卸売市場（以下、「川越市場」という。）は、県南西部の生鮮食料品等の安定供給を目指し、平成6年5月にオープンしてから30年を迎えようとしています。農林水産物の流通構造が変化していく中、市場運営に当たっては、非常に難しい状況となっています。

そのような中、川越市場は、一般消費者に向け、小売施設の開設や毎週土曜日「鮮度一番 お客様感謝市」を開催しているほか、市場用地への食品関連事業者の誘致、空き店舗の倉庫としての活用など、市場機能の多様化を図っています。

また、食品等の流通の多様化に対応するため、平成30年6月に「卸売市場法」が改正され、市場の開設が許認可制に代えて認定制となりました。川越市場は必要な業務規程の変更を行った上で埼玉県に申請し、令和2年2月に埼玉県知事より認定を受けています。

一方、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の社会・経済的な影響もあり、川越市場の市場取扱量は減少傾向が続いていますが、県南西部の中小規模の飲食・小売店の仕入れ先の確保を図り、生鮮食料品の安定供給のための産業インフラを維持していくため、大規模修繕など市場施設の長寿命化対策を図りながら、川越市場の市場環境の変化に適応した運営を支えていく必要があります。

##### 《取組内容》

⑫ 埼玉川越総合地方卸売市場を通じて、地域への生鮮食料品の流通機能の確保を図ります。

・川越総合卸売市場との連絡



平成31年4月に市場内にオープンした小売施設



令和元年8月に市場内にオープンしたバーベキュー施設

## 2 農産物のブランド化の推進

### (1) 川越産農産物のブランド構築

市内では定期的に農産物の直売イベントが開催されているほか、川越産農産物のロゴマークが明示された農産物の提供や「おいしい川越農産物提供店」の認定など、川越産農産物のPRに向けた取組が行われています。直売イベントやロゴマークは市民等に向けて広く川越の「農業」を知っていただく機会となっていますが、川越産農産物の付加価値の向上や消費拡大につなげる工夫、取組が必要と考えます。

また、本市の地方創生のプロジェクト「蔵 in ガルテン川越」として取り組んでいるグリーンツーリズムの推進においてもさまざまな情報発信や交流の取組を農産物ブランドの構築にも資するように進めていく必要があります。

消費者、商業者に知名度のある川越産のさつまいもについて、近年は生産量が減少し、直売や観光農園での提供が主になっていますが、知名度やニーズに見合う生産量を確保していく取組を行う必要があります。

平成29年3月に近隣自治体等とともに認定を受けた日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」について、同農法により栽培された農産物の付加価値の向上など、近隣自治体と連携した取組も行っていく必要があります。

#### 《取組内容》

- ⑬ 川越産農産物ブランド化連絡会との協働により、川越産農産物の市内外への知名度の向上に向けた取組を進めるとともに、新たな川越ブランドの構築を図ります。【重点】

- ・川越産農産物ブランド化



川越産農産物をPRするためのロゴマーク

- ⑭ 川越産農産物の消費拡大、知名度向上に向け、直売イベントの開催を促進するとともに、市内飲食店などと連携して、川越産農産物の利用を促進するための取組を進めます。また、市外への新たな流通拡大を図る取組を促進します。
- ・川越産農産物ブランド化
- ⑮ 伝統的な川越いもである「紅赤」や川越が栽培のパイオニアと言われている「巨峰」など、伝統的農産物の振興を図るとともに、かつて川越地方で栽培されていた在来種等伝統野菜の保存、伝承に努めます。
- ・川越産農産物ブランド化
  - ・グリーンツーリズム推進
  - ・グリーンツーリズム推進協議会運営支援
- ⑯ 流通やPR等を含め、さつまいもの生産量拡大を支援します。
- ・農産物直売・地場農産物消費促進
- ⑰ 川越産花きの付加価値の向上や生産振興を支援します。
- ⑱ 日本農業遺産の認定を受けている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」など、三富地域の平地林の保全と伝統的な農業の振興を図るとともに、そこで栽培された農産物の付加価値の向上を目指します。
- ・三富地域・日本農業遺産関連事務



川越産農産物の消費拡大、知名度向上に向け、市内農業者が出店する直売イベント

## (2) 産業間の連携の推進

本市は古くから埼玉県南西部地域における産業・経済の中核都市として発展し、農業、工業、商業のバランスがとれた産業構造になっているとともに、近年は多くの観光客の来訪がある観光都市でもあります。

そうした本市の農業、工業、商業、観光産業が連携し、本市の農産物及びそれらを活用した商品をこれまで以上に地域内に循環（地産地消）させる取組や都内など地域外への流通拡大を図っていくことが望まれます。

### 《取組内容》

- ⑱ 農業者、食品産業、飲食店、各種団体等との交流の場の創出を図ります。
  - ・川越産農産物ブランド化
  
- ⑳ 農業者による 6 次産業化の支援を図るとともに、農業者と商工業者の連携による加工化を進めます。



市内農業者と飲食店経営者などがマッチングを行う異業種交流会

### (3) 環境と調和のとれた食料システムの促進

持続可能な食料システムの構築に向け、令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、中長期的な視点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するとして、令和32年までに、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現や化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%に拡大などの目標を掲げています。

さらに、戦略を進めるため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が令和4年7月に施行されています。

今後、環境と調和のとれた食料システム構築に向けた農法の普及や、それにより生産された農産物の消費啓発等の取組が必要です。

#### 《取組内容》

- ②1 関係機関と連携して、適正な農産物の生産工程管理や化学農薬、化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。【重点】

・環境保全型農業の推進

〈再掲〉  
関連施策1-(3)

○みどりの食料システム戦略について

(農林水産省「みどりの食料システム戦略パンフレット」から作成)

#### みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

#### 2050年までに目指す姿

- ≫農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現
- ≫低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- ≫輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ≫耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- ≫2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- ≫2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す



### 3 多様な担い手の育成・確保の推進

#### (1) 多様な担い手の支援

本市の基幹的農業従事者、経営耕地面積は減少が続いていますが、本市の農業、農地を将来に渡って維持、継続させていくためには中核的な担い手だけでなく、中小規模の農業者、新規就農者、法人など、さまざまな担い手を育成していく必要があります。

##### 《取組内容》

- ⑫ 関係機関と連携し、新規就農者に向け情報提供や技術指導、農地確保等の包括的な支援を進めます。
  - ・ 新規就農関連事務
  
- ⑬ 農業後継者、女性農業者、定年就農者の育成・支援のほか、農業者の子弟による兼業・副業での営農に向けた取組を支援します。また、農と福祉の連携による取組を促進します。
  - ・ 農業後継者育成等
  - ・ 認定農業者関連事務
  
- ⑭ 集落営農組織や農業法人の設立等、農業者による生産や販売の組織形成を図るとともに、企業等の農業参入を支援します。
  - ・ 農業団体育成



新規就農者への販売支援として市役所前で直売イベントを実施

## (2) 地域計画の策定と取組促進

令和4年5月に「農業経営基盤強化促進法」が改正され、地域農業の将来の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定することなどが定められています。

本市では、農業者へのアンケートや現況の地図化などを行い、将来の農地利用を担う経営体の在り方を決める実質化した「人・農地プラン」を市内全12地域で策定しています。今後、市内各地域の農業従事者、経営耕地面積の減少がさらに進むと想定される中、実質化した「人・農地プラン」を基に「地域計画」を策定・実行し、離農が見込まれる農業者が耕作する農地を他の担い手に継承していくなど、農地を含めた地域農業の在り方を検討していくことがこれまで以上に必要です。

### 《取組内容》

②⑤ 地域農業の将来の在り方等を示す地域計画の策定を推進します。【重点】

・人・農地プラン

②⑥ 地域計画の実行を進め、地域の中心的な経営体等への農地の集積、集約化を推進します。【重点】

・農地中間管理



人・農地プランの推進及び実行のための会議

## 4 農地の保全と有効活用

### (1) 農業基盤整備

本市では、10 a 区画に整備されている地域の農地を対象に、既存の道水路整備と畦畔除去により、1 区画を 30 a 程度に整備する「埼玉型ほ場整備事業」を進め、下小坂・平塚地区を令和元年度に、久下戸地区を令和 4 年度に完了しています。ほ場整備は生産性の向上に有効であり、今後も計画的に進めていく必要があります。

また、過去に整備した農業水利施設の多くが耐用年数を迎え、その老朽化への対応が不可欠となってきます。今後、そうした水利施設を整理し、ストックマネジメントを促進する取組が必要です。

#### 《取組内容》

⑳ 埼玉型ほ場整備事業など、ほ場整備による農地の面的集約を推進します。

#### 【重点】

・ 埼玉型ほ場整備

㉑ 灌漑排水施設等の農業基盤整備を推進します。

・ 土地改良事業補助金  
・ 市有揚水機施設維持管理

㉒ 既存の基幹的農業水利施設について、設置個所や耐用年数等を整理するとともに、施設の長寿命化や更新等を促進します。

・ 土地改良

## (2) 農業振興地域の農地保全

本市の農業振興地域内の農地は減少が続き、田、畑、樹園地の合計が3,431ha（令和4年3月末現在）となっています。また、農業振興地域内農用地区域内農用地については、2,372ha（令和4年3月末現在）となっています。本市農業を支える営農基盤である、農業振興地域内農用地区域を中心とした本市農地については、今後も保全を図っていく必要があります。

また、農業従事者の高齢化や減少が進む中、今後遊休農地の増加が懸念されますが、農業委員会との連携や担い手への集積を進めるなど、遊休農地の発生防止を図っていく必要があります。

### 《取組内容》

⑩ 長期的に農業振興を図るべき地域の農地を保全します。

・農業振興地域整備計画の推進

⑪ 関係機関と連携し遊休農地の発生防止、解消を図ります。



農業振興地域を中心に広がる市内の水田

### (3) 市街化区域内農地の保全

令和4年11月現在、本市には498地区、137.50haの生産緑地\*地区が指定されています。生産緑地は、新鮮な農産物の生産だけでなく、農業体験・学習、交流の場として、あるいは良好な景観の形成など、多様な機能を果たしています。

この生産緑地地区については、その多くが令和4年から指定後30年を迎え、市への買取り申出ができるようになることから、農地の減少が懸念されています。

生産緑地地区を含む、市街化区域内農地について、農地所有者のニーズに応えながら、身近な消費者への新鮮な農産物供給の機能や農業体験・学習、交流の場としての機能の充実に向け、都市農地の担い手への農地の貸付や市民農園としての活用促進なども含め、農業振興施策として推進していく必要があります。

#### 《取組内容》

- ⑳ 生産緑地地区等の市街化区域内農地について、市場出荷や庭先販売などを通じた農産物の供給機能及び市民等の農業体験・学習の機能を果たすよう、必要な農業振興施策を推進します。

#### ※本市の生産緑地

本市では、5年前の平成29年11月時点で、469地区、135.71haの生産緑地が指定されました。この5年間で、地区数は29の増加、面積は1.79haの増加となっています。

令和4年11月30日に30年満期を迎えた生産緑地は117.41haあり、そのうち109.12ha(93%)が、「特定生産緑地」に指定されました。

#### (4) 農の多面的機能と環境の保全

農業は食料を供給するだけでなく、水源の涵養<sup>かんよう</sup>、生物多様性の保全、良好な景観の形成など、さまざまな機能を有し、農業者だけではなく、広く市民全体が享受するとともに、本市の魅力の一つともなっています。

これら農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るために行われる、水路の草刈りや泥上げ等、地域の共同活動が本市伊佐沼地区や古谷本郷地区、山田地区等11地域で実施されています。

このように、水路等の農業生産基盤の維持管理を地域で担うことによって、農地集積を担う地域の中心的な農業者の営農活動を支えることができます。

##### 《取組内容》

- ③ 水路や農道等の農業生産基盤の維持管理や整備・更新を地域で担えるよう推進するとともに、農村環境保全に向けた啓発や交流、学習等を支援します。

##### 【重点】

- ・ 多面的機能支払交付金の活用推進



多面的機能支払交付金を活用した水路の泥上げ

## (5) 生活環境改善と水質保全

本市では、農業用水の水質保全を図るために、平成 18 年度に鴨田地区、平成 24 年度に石田本郷地区の農業集落排水処理施設の供用を開始しました。

農業集落排水処理施設は整備後 15 年から 35 年で多くの設備が耐用年数を経過するため、特に鴨田農業集落排水処理施設については、計画的な設備の更新等により、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

令和 3 年 3 月に計画的かつ合理的な経営を行うために「川越市農業集落排水事業経営戦略」を策定し、維持管理費の予測や「地方公営企業法」の適用に向け、事務を進めています。また、今後施設の更新なども含めた将来の農業集落排水事業の在り方を検討していく必要があります。

### 《取組内容》

③④ 農業集落排水処理施設を維持・管理し、農業用水の水質保全を図るとともに、施設の長寿命化を進めます。また、経済性の発揮と公共の福祉を増進するため、地方公営企業法の適用を進めます。

- ・ 農業集落排水会計繰出金
- ・ 分担金等事務
- ・ 処理施設維持管理



平成 18 年度に供用を開始した鴨田農業集落排水処理施設



平成 24 年度に供用を開始した石田本郷農業集落排水処理施設

## 5 農業とのふれあいの推進

### (1) 市民が「農のある生活」を楽しむ場の提供

本市では、都心 30 キロ圏にありながら、多くの農地が残り、農業が営まれている特徴を生かし、「農のある生活」を充実させていく施策を進めています。これまで川越市農業ふれあいセンターでの事業を通じて、農業体験や食体験など、市民が「農」とふれあう取組を行ってきましたが、今後もさまざまな取組を通じて川越の「農」とふれあい、親しみ、楽しむ取組を進めていく必要があります。

市民農園については、消費者アンケートで「興味がある」、「時間などの制約があり、実現は難しいが興味がある」とした回答が合わせて 54.2%となっていること、農業者アンケートでは「所有地を市民農園として貸し出すことに興味がある」と回答した農業者が 23.4%いることから、開設・運営支援を行っていくことが必要と考えます。

#### 《取組内容》

- ③⑤ 市民農園の整備、運営の支援を行うとともに、栽培手法など、市民農園の利用者に向けた情報提供を行います。
- ・施設運営管理
  - ・農業の研修・学習
  - ・ふれあい事業
- ③⑥ 農業祭や農家レストランなどを通じて都市住民が農業に親しむ機会の創出を図ります。
- ・グリーンツーリズム推進協議会運営支援
  - ・生産者と消費者の交流
- ③⑦ 農業体験など、子どもたちが農業にふれあう機会の充実を図ります。
- ・グリーンツーリズム推進
  - ・グリーンツーリズム推進協議会運営支援
  - ・ふれあい事業
  - ・生産者と消費者の交流



## (2) グリーンツーリズムの推進

本市の人口減少問題や経済規模の縮小等への対策として策定した「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進するプロジェクトである「蔵 in ガルテン川越」が位置付けられています。

「蔵 in ガルテン川越」の事業推進により、「農のある生活」を楽しむ場、農業関係者に対する研修の場、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化に向けた取組を進めていく場として、令和4年11月にグリーンツーリズム拠点施設がリニューアルオープンしています。

今後、体験等のソフト事業などを積極的に行い、面的なにぎわいを創出するとともに、キャンプ場の整備など、グリーンツーリズム拠点施設での滞在時間の延長を図るため整備を進めていく必要があります。

### 《取組内容》

- ③⑧ 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略のプロジェクト「蔵 in ガルテン川越」グリーンツーリズム拠点の整備、運営を推進します。【重点】
- ・グリーンツーリズム推進
  - ・キャンプスペースの整備
  - ・伊佐沼遊歩道の整備
- ③⑨ 都市住民と農業関係者との交流を促進します。また、農業及び観光に関する情報を発信します。
- ・グリーンツーリズム推進
  - ・グリーンツーリズム推進協議会運営支援
  - ・ふれあい事業
- ④⑩ 市内観光関連施設、宿泊施設等との連携など、川越観光の広域化と滞在時間の延長を図ります。
- ・グリーンツーリズム推進
  - ・グリーンツーリズム推進協議会運営支援

## 第5 計画の進行管理と指標

### (1) 計画の進行管理

「川越市農業振興計画改訂版」の進行管理については、毎年度の事業の進行状況や計画の指標等を整理・検証した上、川越市農業振興審議会において審議を得て、次年度の事業推進に生かしていきます。

### (2) 計画の指標

計画の進行管理を図る指標を以下のとおり位置付けます。

	指標名称	現状	目標 (2027)	基本方針	調査方法
1	農業産出額	70.2 億円	100 億円	計画全体	農林水産省 市町村別 農業産出額
2	市（農業）ホームページ アクセス数	41,217 件	50,000 件	0	農政課調べ
3	農産物販売額 1,000 万円以上の 経営体数	103 経営体	120 経営体	1、2	農林業 センサス
4	有機農業に取り組んでいる 経営体作付面積	5,876a	6,000 a	1、2	農林業 センサス
5	特別栽培農産物に認定された 作物数	12 件	30 件	1、2	農政課調べ
6	農産物直売所の年間販売額	7.8 億円	10 億円	1、2、5	農政課調べ
7	サツマイモ栽培経営体数	36 経営体	40 経営体	2	農林業 センサス

	指標名称	現状	目標 (2027)	基本方針	調査方法
8	おいしい川越農産物提供店 認定店舗数	14 店舗	35 店舗	2	産業振興課 調べ
9	いるま地域明日の農業担い手 育成塾入塾生 (5年間累計数)	2 人	10 人	3	農政課調べ
10	1 経営体当たりの経営耕地面積	159 a	185 a	3	農林業 センサス
11	担い手への農地の集積率	16.30%	42%	3、4	農政課調べ
12	多面的機能を発揮する共同活動 の田における実施面積割合 (カバー率)	55%	60%	4	農政課調べ
13	農業を身近に感じる方の割合	61.40%	70%	5	市民意識調査
14	農業体験参加者数	4,422 人	7,000 人	5	農政課調べ



## 資料編

---

## 1 本計画の策定経過

### (1) 基礎調査（令和4年度実施）

- ・ 農業者アンケート（1,412（内WEB 84件）、35.2%回答）
- ・ 消費者アンケート（577（内WEB 154件）、28.1%回答）
- ・ 個別農業者ヒアリング（6農業者、1直売所）
- ・ 現計画検証（指標、課内での計画検証、統計資料調査）

### (2) 川越市農業振興審議会

- 第1回 令和4年10月3日
  - ・ 委員の委嘱 ・ 会長・副会長の選出 ・ 諮問
  - ・ 川越市農業振興計画について
  - ・ 施策の進捗状況
  - ・ 改訂版策定に向けて
- 第2回 令和4年10月13日
  - ・ 川越市農業振興計画改訂版 骨子案
  - ・ 川越市農業振興計画改訂版 素案
- 第3回 令和4年10月31日
  - ・ 川越市農業振興計画改訂版 素案
  - ・ 川越市農業振興計画改訂版 指標
- 第4回 令和5年3月10日
  - ・ 意見募集の概要と結果について
  - ・ 答申について

### (3) 意見公募手続（パブリックコメント）

募集期間：令和5年1月4日～2月2日  
意見件数：3件（1名）

### (4) 庁内検討

- 庁議（全2回 令和4年4月7日、令和4年12月27日）
- 部長会議（全1回 令和4年11月18日）
- 川越市農業振興計画庁内検討会議（全3回）
  - ・ 令和4年8月29日（現計画）の検証について、改訂版の施策展開について
  - ・ 令和4年9月26日 改訂版 概要について、指標案について
  - ・ 令和5年2月3日 改訂版について、意見公募の反映について

## 2 川越市農業振興審議会

### (1) 川越市農業振興審議会委員名簿

役職	氏名	条例区分	所属団体等
会長	平 口 嘉 典	学識経験者	女子栄養大学 専任講師
副会長	石 川 秀 夫	学識経験者	川越市農業委員会 会長
委員	矢 澤 則 彦	学識経験者	東京国際大学 教授
委員	加 藤 榮 壽	市内の公共的団体等の代表者	いるま野農業協同組合 川越地域理事代表
委員	竹 澤 穰 治	市内の公共的団体等の代表者	川越商工会議所 専務理事
委員	桜 井 勢 子	市内の公共的団体等の代表者	川越市女性団体連絡協議会 会計
委員	堅 木 元 美	市内の農業者	川越市農業研究団体連合会 副会長
委員	内 田 光 夫	市内の農業者	荒川右岸用排水土地改良区 理事長
委員	大 澤 滉 平	市内の農業者	川越市4Hクラブ 会長
委員	田 中 健	関係行政機関の職員	埼玉県川越農林振興センター 担当部長
委員	橋 本 栄	市内に住所を有する者	公募
委員	早 川 和 孝	市内に住所を有する者	公募

## (2) 川越市農業振興計画について（諮問）

川農発第416号  
令和4年10月3日

川越市農業振興審議会  
会長 平口嘉典様

川越市長 川合善明

川越市農業振興計画について（諮問）

川越市農業振興審議会条例（平成30年条例第46号）第2条第1項に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問事項

川越市農業振興計画改訂版の策定に関する事項について、審議を求めます。

## (3) 川越市農業振興計画について（答申）

川農審収第1号  
令和5年3月20日

川越市長 川合善明様

川越市農業振興審議会  
会長 平口嘉典

川越市農業振興計画の策定に関する事項について（答申）

令和4年10月3日付川農発第416号をもって諮問のあった標記の件につきましては、下記の意見を添え、別添のとおり答申します。

記



### 【審議会の意見】

1. 新型コロナウイルス感染症の蔓延やウクライナ情勢、SDGs（持続可能な開発目標）に対する国内外での取組、農業従事者の減少及び高齢化等、様々な社会経済状況の変化に対応した事業を進めていただきたい。
2. インターネットなどを活用し、市内外に川越産農産物の魅力を発信していくとともに、都市住民に農業への理解を深め、親近感を抱かせる情報や農業の現状、農地の活用、雇用情報、市民農園に関する情報など、総合的な情報の受発信に取り組んでいただきたい。
3. 安全・安心な食料の安定供給の確保のため、「儲かる農業」を実践する農業経営体だけでなく、「小さな農業」を実践する小規模農業経営体の活躍も必要であり、それぞれの経営体の実状に応じた支援策を引き続き講じていただきたい。
4. 繁忙期等を担う農業従事者の確保は大きな課題である。市は農業者の雇用の確保等の支援や、農作業における省力・軽労化につながるスマート農業の導入支援等をしていただきたい。
5. 市内の農業生産を支えるため、スーパーマーケットでの川越産農産物の提供促進や学校給食での川越産農産物の活用など、引き続き地産地消に積極的に取り組んでいただきたい。

6. 農産物のブランド化の取組として、市内外で川越産農産物の付加価値を向上させる取組を実施するとともに川越産農産物ロゴマークの周知活動に積極的に取り組んでいただきたい。
7. 農業従事者の高齢化等から、今後地域での農地の管理についての課題増加が見込まれるため、地域計画策定を通して、農地をどのようにしていくのか地域と共に考えていただきたい。
8. 令和4年11月に、「農のある生活」を楽しむ場として、グリーンツーリズム拠点施設がリニューアルオープンしている。子どもの農業体験に力を入れるとともに、食育につながる取組を進めていただきたい。また、農業及び観光に関する情報を発信し、都市住民と農業者を結びつける役割を担っていただきたい。

#### (4) 川越市農業振興審議会条例

平成30年6月29日

平成30年条例第46号

(設置)

第一条 本市の農業振興の推進を図るため、川越市農業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- 一 川越市農業振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 川越市農業振興計画に基づく事業の実施状況に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第三条 審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 市内の農業者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第四条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、産業観光部農政課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 3 庁内検討

#### (1) 川越市農業振興計画庁内検討会議委員

- ・岸野泰之 産業観光部長
- ・富田広之 総合政策部副部長兼政策企画課長
- ・北條克彦 財政部副部長兼財政課長
- ・山崎茂 環境部副部長兼環境政策課長
- ・飯野英一 産業観光部副部長兼産業振興課長
- ・田中勝宏 観光課長
- ・眞野和幸 都市計画部参事兼都市計画課長
- ・石川辰生 都市計画部参事兼開発指導課長
- ・宮沢茂 学校給食課長
- ・忍田久夫 農業委員会事務局長
- ・高梨直人 産業観光部参事兼農政課長

#### (2) 事務局職員名簿

- ・岸野泰之 産業観光部長
- ・高梨直人 産業観光部参事兼農政課長
- ・藤倉良介 農政課副参事
- ・小川覚一郎 農政課副課長
- ・高田英明 農政課農業振興担当副主幹
- ・持田雅之 農政課農業振興担当主任
- ・鈴木千晶 農政課農業振興担当主任
- ・川村つぐみ 農政課農業振興担当主任

## 4 川越市農業振興計画の評価

「川越市農業振興計画」は附属機関である川越市農業振興審議会において、毎年度計画の進捗について審議を得ています。また、今回計画の改訂を進めるに当たり、以下のとおり整理しています。

### (1) 計画期間中の事業

平成31年3月に策定した「川越市農業振興計画」の計画期間（令和元年度～令和4年度）では、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業としてグリーンツーリズム整備推進や川越産農産物ブランド化の事業を進めたほか、埼玉型ほ場整備事業、人・農地プランの実質化などを行っています。

これらの事業は本市の特徴を捉えた農業振興等の観点から、「川越市農業振興計画改訂版」においても重点として取り組みます。

#### 【計画期間中の主な事業】

- ・産地パワーアップ事業：低コスト耐候性ハウス建設 3件（令和元年度）
- ・農産物ブランド化事業：直売イベント、ロゴマークシール配布等（期間中実施）
- ・人・農地プランの実質化：市内全12地区策定（令和3年度）
- ・埼玉型ほ場整備事業：下小坂・平塚地区（令和元年度完了）、久下戸地区（令和4年度完了）
- ・グリーンツーリズム整備推進：体験農園等拡張整備（令和元年度）、農業ふれあいセンター改修整備（令和3年度、4年度）、グリーンツーリズム拠点施設リニューアルオープン（令和4年度）

### (2) 計画の指標

「川越市農業振興計画」の16指標について、計画期間中に達成した指標は5、未達成ながら前進した指標は1、計画策定時より後退した指標は7となっています。統計上得られなくなった指標数値もあり、計画の進捗管理の観点から、「川越市農業振興計画改訂版」では、指標の見直しを行っています。

#### ◆達成 5 指標

- ・1 経営体当たりの経営耕地面積 125.08a→159.21a（目標 135a）
- ・学校給食における地場農産物使用割合 21.4%→24%（目標 22%）
- ・農産物直売所の出荷組合員数 359人→398人（目標 380人）
- ・人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数 145経営体→302経営体（目標 170経営体）
- ・農業体験事業参加者数 1,846人→4,422人（目標 4,000人）

◆前進 1 指標 ※目標は達成しなかったが進捗が進んでいる指標

- ・農産物直売所の年間販売額 7.0 億円→7.8 億円 (目標 8.5 億円)

◆後退 7 指標 ※進捗が策定当初より後退してしまった指標

- ・農業産出額 1,161 千万円→702 千万円 (目標 1,300 千万円)
- ・農業を身近に感じる方の割合 63.4%→61.4% (目標 67%)
- ・1,000 万円以上の農業経営体の数 143 経営体→103 経営体(目標 165 経営体)
- ・さといもの作付面積 4,316a→3,900a (目標 4,316a)
- ・経営耕地面積 2,449ha→1,976ha (目標 2,449ha)
- ・特別栽培農産物に認定された作物数 18 件→12 件 (目標 23 件)
- ・農業講習会の参加者数 198 人→47 人 (目標 300 人)

◆統計上数値が得られなくなったもの 3 指標

- ・さつまいもの作付面積 1,598a→- (目標 1,675a)
- ・葡萄の作付面積 786a→- (目標 786a)
- ・環境保全型農業に取り組んでいる農業経営体 501 経営体→- (目標 525 経営体)

### (3) 取組内容

「川越市農業振興計画」に位置づけのある 39 の取組内容について、28 の取組内容は「順調に推移」(9)、「おおむね順調に推移」(19) と整理している一方、「あまり順調ではない」(10)、「未着手」(1) と整理した取組内容もあります。

特に「重点」と位置付けた取組内容が「順調に推移」するよう、「川越市農業振興計画改訂版」では進捗の管理をしていく必要があります。

【計画で重点に位置付けた取組内容の評価】

◆順調に推移

- ②6 ほ場整備による農地の面的集積
- ③2 農業生産基盤の維持管理や整備・更新を地域で担えるように推進
- ③7 「蔵 in ガルテン川越」グリーンツーリズム拠点の整備、運営

◆おおむね順調

- ⑥ スマート農業導入支援
- ⑧ 農産物直売所等運営支援、マルシェ等定期開催を通じた直売機会拡充
- ⑩ 農薬や化学肥料の使用量を削減した農法の普及、付加価値の向上
- ⑬ 川越産農産物の内外への知名度向上、新たな川越ブランド構築
- ⑳ 4 人・農地プランの充実

★あまり順調ではない

- ②5 人農地プランで位置付けた地域の中心的経営体等への農地集積

## 5 川越市農業振興計画改訂版 施策体系

方針	施策	取組内容	重点	施策の3つの柱		
				儲かる農業	小さな農業	農のある生活
0 農業に関する情報の受発信	(1) 農業に関する効果的な情報の受発信	① 農業施策を推進するに当たり必要な情報の収集を行うとともに、農業者や市民など、対象に応じた効果的な情報発信を図ります。また、農業者や市民、行政間の双方向での情報伝達の充実を図ります。		○	○	○
		② 農業経営の安定化に向けて、農業者への支援を行います。		○	○	
1 食料の安定供給の確保	(1) 安定した農業経営の確立	③ 土地取得、機械の導入などによる資金の借り入れを行う農業者に対して、経済的支援を行います。		○	○	
		④ 畜産経営の安定化に向けて、伝染病予防・拡大防止対策や優良種畜の導入等を支援します。		○	○	
		⑤ アライグマ、ハクビシンなどの鳥獣被害防止の対策を進めます。		○	○	
		⑥ AI、IoT、ロボット技術等のスマート農業の導入促進として、先端技術、省力化技術の研修機会や情報の提供、農業者と関係機関の交流などに取り組みます。	○	○		
		⑦ 関係機関と連携しながら、農業者の雇用の確保に向けた取組を支援します。		○		
		⑧ 庭先販売所を含む農産物直売所の設置やPRなどの運営支援を行うとともに、スーパーマーケットにおける川越産農産物の提供促進などにより、川越産農産物の地域内での流通促進を図ります。	○		○	○
	(2) 地産地消の推進	⑨ 食育の観点から、農業者との連携により食材の必要数量・質を確保して、学校給食等における川越産農産物の利用を促進するとともに、児童・生徒等に向けて川越産農産物のPRに努めます。		○	○	○

方針	施策	取組内容	重点	施策の3つの柱			
				儲かる農業	小さな農業	農のある生活	
1 食料の安定供給の確保	(3) 農産物の安全・安心の確保	⑩関係機関と連携して、適正な農産物の生産工程管理や化学農薬、化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。		○	○		
		⑪関係機関と連携して、農産物等の適正な食品表示を促進します。		○			
	(4) 食品流通の支援	⑫埼玉川越総合地方卸売市場を通じて、地域への生鮮食料品の流通機能の確保を図ります。		○		○	
2 農産物のブランド化の推進	(1) 川越産農産物のブランド構築	⑬川越産農産物ブランド化連絡会との協働により、川越産農産物の市内外への知名度の向上に向けた取組を進めるとともに、新たな川越ブランドの構築を図ります。	○	○	○	○	
		⑭川越産農産物の消費拡大、知名度向上に向け、直売イベントの開催を促進するとともに、市内飲食店などと連携して、川越産農産物の利用を促進するための取組を進めます。また、市外への新たな流通拡大を図る取組を促進します。		○	○	○	
		⑮伝統的な川越いもである「紅赤」や川越が栽培のパイオニアと言われている「巨峰」など、伝統的農産物の振興を図るとともに、かつて川越地方で栽培されていた在来種等伝統野菜の保存、伝承に努めます。			○	○	
		⑯流通やPR等を含め、さつまいもの生産量拡大を支援します。		○	○		
		⑰川越産花きの付加価値の向上や生産振興を支援します。		○	○		
	(2) 産業界間の連携の推進	⑱農業者、食品産業、飲食店、各種団体等との交流の場の創出を図ります。			○	○	
			⑳農業者による6次産業化の支援を図るとともに、農業者と商工業者の連携による加工化を進めます。		○	○	
		(3) 環境と調和のとれた食料システムの促進	㉑関係機関と連携して、適正な農産物の生産工程管理や化学農薬、化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。	○	○	○	



方針	施策	取組内容	重点	施策の3つの柱		
				儲かる農業	小さな農業	農のある生活
3 多様な担い手の育成・確保の推進	(1)多様な担い手の支援	②関係機関と連携し、新規就農者に向け情報提供や技術指導、農地確保等の包括的な支援を進めます。		○		
		③農業後継者、女性農業者、定年就農者の育成・支援のほか、農業者の子弟による兼業・副業での営農に向けた取組を支援します。また、農と福祉の連携による取組を促進します。		○		
		④集落営農組織や農業法人の設立等、農業者による生産や販売の組織形成を図るとともに、企業等の農業参入を支援します。		○		
	(2)地域計画の策定と取組促進	⑤地域農業の将来の在り方等を示す地域計画の策定を推進します。	○	○		
		⑥地域計画の実行を進め、地域の中心的な経営体等への農地の集積、集約化を推進します。	○	○		
4 農地の保全と有効活用	(1)農業基盤整備	⑦埼玉型ほ場整備事業など、ほ場整備による農地の面的集約を推進します。	○	○		
		⑧灌漑排水施設等の農業基盤整備を推進します。		○		
		⑨既存の基幹的農業水利施設について、設置個所や耐用年数等を整理するとともに、施設の長寿命化や更新等を促進します。		○		
	(2)農業振興地域の農地保全	⑩長期的に農業振興を図るべき地域の農地を保全します。		○	○	○
		⑪関係機関と連携し遊休農地の発生防止、解消を図ります。			○	
	(3)市街化区域内農地の保全	⑫生産緑地地区等の市街化区域内農地について、市場出荷や庭先販売などを通じた農産物の供給機能及び市民等の農業体験・学習の機能を果たすよう、必要な農業振興施策を推進します。			○	○
	(4)農の多面的機能と環境の保全	⑬水路や農道等の農業生産基盤の維持管理や整備・更新を地域で担えるよう推進するとともに、農村環境保全に向けた啓発や交流、学習等を支援します。	○	○	○	○
	(5)生活環境改善と水質保全	⑭農業集落排水処理施設を維持・管理し、農業用水の水質保全を図るとともに、施設の長寿命化を進めます。また、経済性の発揮と公共の福祉を増進するため、地方公営企業法の適用を進めます。		○	○	

方針	施策	取組内容	重点	施策の3つの柱		
				儲かる農業	小さな農業	農のある生活
5 農業とのふれあいの推進	(1) 市民が「農のある生活」を楽しむ場の提供	③⑤ 市民農園の整備、運営の支援を行うとともに、栽培手法など、市民農園の利用者に向けた情報提供を行います。			○	○
		③⑥ 農業祭や農家レストランなどを通じて都市住民が農業に親しむ機会の創出を図ります。			○	○
		③⑦ 農業体験など、子どもたちが農業にふれあう機会の充実を図ります。			○	○
	(2) グリーンツーリズムの推進	③⑧ 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略のプロジェクト「蔵inガルテン川越」グリーンツーリズム拠点の整備、運営を推進します。	○		○	○
		③⑨ 都市住民と農業関係者との交流を促進します。また、農業及び観光に関する情報を発信します。		○	○	○
		④⑩ 市内観光関連施設、宿泊施設等との連携など、川越観光の広域化と滞在時間の延長を図ります。		○	○	○

## 6 用語集

用語	用語解説
いるま地域明日の農業担い手育成塾	「いるま地域明日の農業担い手育成塾」は、埼玉県補助事業として、13市町(川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、ふじみ野市、三芳町、富士見市、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、日高市)とJAいるま野が連携して平成23年3月より開設。就農を希望する者を確実に希望地での就農に導くため、関係機関が連携して概ね2年間の実践研修の実施、農地の確保等を行う支援体制。
入込観光客	日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者。
卸売市場	「卸売市場法」に基づき、生鮮食料品等の卸売のために開設されている市場。住民に生鮮食料品等を安定的に供給する役割を担っている。青果市場、水産物市場、食肉市場、花き市場、これらの複数を扱う総合市場がある。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
川越市4Hクラブ	会員がクラブ活動を通じて相互のつながりを持ち、農業の技術及び経営の向上並びに地域農業の振興に寄与することを目的とするクラブ。4Hは、農業の改良と生活の改善に役立つ腕(Hands)を磨き、科学的に物を考えることのできる頭(Head)の訓練をし、誠実で友情に富む心(Heart)を培い、楽しく暮らし、元気で働くための健康(Health)を増進するという、同クラブの4つの信条の頭文字を総称したものの。
蔵inガルテン川越	人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、平成28年1月に策定された「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の8つのプロジェクトの一つで、農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進するもの。

用語	用語解説
蔵inガルテン川越 グリーンツーリズム 推進協議会	平成31年4月に設立した協議会。体験、食事、宿泊を柱とする川越のグリーンツーリズムの推進を通して地域振興を図り、川越の農業が将来に渡って継続し、農地を残していくとともに、川越の観光の広域化と観光客の滞在時間の延長を目的とする。川越市内の農業者、宿泊業者、飲食業者など、さまざまな関係者で構成される。
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
経営耕地面積	調査日現在で農林業経営体が経営している耕地(畦畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積となっている。
畦畔除去	効率的に利用できる大区画水田とするために、耕地の仕切りとなっている畦畔を取り除くこと。
埼玉型ほ場整備	耕地整理等で10a区画に整備された水田地域を対象として、畦畔除去による区画拡大や既存道路の拡幅など、現況区画を最大限に生かしながら再ほ場整備を行うこと。最低限の整備を行うことにより、事業費を抑えるとともに、事業期間を短くすることができる。
三富地域	平地林の落ち葉を堆肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。緑豊かで、都市近郊の緑地空間としても貴重である。

用語	用語解説
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域であり、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない。
持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。
市民農園	サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のこと。
集落営農	集落を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
食料安全保障	全ての国民が、将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすること。
食料自給率	我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標。重量で計算することができる品目別自給率と総合食料自給率がある。総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースに分けられる。

用語	用語解説
白未熟粒	デンプンの蓄積が不十分なため、白く濁って見える米粒。
新規就農者	新たに農業に従事する者のこと。埼玉県では、64歳以下で新たに年間150日以上農作業を行う者を新規就農者としている。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術 (ICT) 等を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進する農業。
スマート農業 実証プロジェクト	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用した「スマート農業」を実証し、スマート農業の社会実装を加速させていく事業。スマート農業技術を実際に生産現場に導入し、技術実証を行うとともに、技術の導入による経営への効果を明らかにすることを目的とする。
多面的機能	国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など農林水産物の供給以外の多面にわたる機能。
地域計画	令和4年5月の「農業経営基盤強化促進法」の一部改正に伴い、これまで地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が、法定化された計画。農地ひと筆ごとの、将来の耕作者の計画を「目標地図」として併せて作成する。

用語	用語解説
地産地消	地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。
デジタルトランスフォーメーション(DX)	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。農業分野においては、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革とともに、こうした変革を推進するため、農業政策や行政内部の事務についても変革が推進されている。
伝統野菜	ある土地で古くからつくられ、採種を繰り返していく中で、その土地の気候風土に合った野菜として確立したもの。
特別栽培農産物	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準拠し、慣行基準(地域で慣行的に行われている栽培に使用される節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬(使用回数)と化学肥料(窒素分量)の双方を5割以上削減して栽培された農産物。
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	都市農地貸借法が制定され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組み。
担い手	狭義では、「農業経営基盤強化促進法」に基づき認定を受けた認定農業者、認定新規就農者。また、経営所得安定対策ではこれらに集落営農を含み、さらに農地利用集積では基本構想水準到達者も含む。広義では担い手となり得る対象として、基幹的農業従事者又は主業経営体＋準主業経営体のこと。 本計画において「多様な担い手」と表記する場合は、上記に該当するかどうかにかかわらず、農業を営む者を幅広く指し示している。

用語	用語解説
庭先販売	生産農家が農産物を庭先又は生産畑で販売すること。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村等から認定を受けた者。
農家民泊	農業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供し、料金を得る事業。
農家レストラン	農業経営体又は農業協同組合等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員(組合員)が生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供し、料金を得る事業。
農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化や農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する制度。
農業再生協議会	経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする協議会。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。



用語	用語解説
農業集落排水施設	農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するため、生活雑排水やし尿などの汚水を処理する施設。公共下水道計画区域外の農業振興地域や集落を対象とし、数集落単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。処理水の農業用水としての再利用や、発生汚泥の農地への還元など、地域リサイクルが可能という特徴を有している。
農業振興地域	都道府県知事が指定する、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。
農業水利施設	河川やため池などから農業用に必要な水をとるための水路やパイプライン、水路トンネル、ポンプ場、農業用ため池などを指す。また、農業用排水路や排水機場なども農業水利施設に含まれる。 (基幹的農業水利施設は、農業用排水の利用のために供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。)
農産物直売所	生産者が自ら生産した農産物(農産物加工品を含む。)を生産者又は生産者グループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設。
農地中間管理機構	農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を図るために、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。埼玉県では、公益社団法人埼玉県農林公社を農地中間管理機構に指定している。
農地中間管理事業	農地中間管理機構が農地を貸したい人から農地を借り受け、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を進める事業。

用語	用語解説
農地の保全管理	農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理 すること。
農用地区域	市町村が指定する、農業振興地域において農用地等として利用すべき土地の区域(青地)。
農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。
農林水産省共通申請サービス(eMAFF)	農林水産省が構築した電子申請システム(農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF))。農林水産省が所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる。
人・農地プラン	高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における人と農地の問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画。
フードマイレージ	食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。

用語	用語解説
みどりの食料システム戦略	令和3年5月に国が策定した、農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムを構築する戦略。
武蔵野の落ち葉堆肥農法	埼玉県武蔵野地域の農林水産業システムの名称。平成29年3月に日本農業遺産認定。火山灰土に厚く覆われ痩せた土地に、江戸時代から木々を植えて平地林を育て、落ち葉を集めて堆肥として畑に入れ、土壌改良を行うことで安定的な生産を実現し、その結果として景観や生物多様性を育むシステムが、今なお継承されている。
有機農業	「有機農業の推進に関する法律」第2条に定める、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
遊休農地	現在、耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。病害虫の発生原因となるほか、農村景観を阻害するため、発生防止と解消・活用対策が早急な課題となっている。
倫理的消費 (エシカル消費)	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
6次産業化	農業者が農産物の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)にも主体的にかかわり、農業経営に新たな付加価値を生み出す取組。1次×2次×3次=6次。

## 川越市農業振興計画改訂版

令和5(2023)年3月発行  
川越市産業観光部農政課

〒350-8601

埼玉県川越市元町1-3-1

電話 049-224-5939(直通)

Fax 049-224-8712

E-mail nosei☆city.kawagoe.lg.jp

(@部分を「☆」と表示しています。)





時が人を結ぶまち川越